

お客さま各位

水戸証券株式会社

『契約締結前交付書面（C）』新旧対照表

当社では、2026 年 11 月 2 日より「契約締結前交付書面（C）」について一部変更いたしますので、ご案内いたします。

〔変更内容〕

- ・2027 年 9 月限月取引分から、国債証券先物取引に係る取引最終日から受渡決済期日までの期間が短縮されることを踏まえ、「国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面」の改訂等。

〔変更箇所〕

変更箇所につきましては、以下のとおりです。

【下線部分が変更した箇所です。】

新（変更後）	旧（変更前）
国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面	国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面
<p>1. 国債先物取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 受渡適格銘柄</p> <p>国債先物取引（ミニ国債先物取引を除く。）の受渡適格銘柄は、発行日（利付国債証券について、同一の名称及び記号を有し、かつ、先に発行された利付国債証券がある場合には、当該同一の名称及び記号を有し、かつ、先に発行された利付国債証券のうち、発行日が最初であるものの発行日。以下同じ。）及び受渡決済期日に金融商品取引所が定める残存期間を有する利付国債証券（国債証券として発行されたものであって、かつ、入札の方法その他発行に際して不特定多数の者による取得を前提とする方法によりその発行総額の全部又は一部が発行されたものに限る。）のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの（超長期国債先物取引<u>（削除）</u>）については、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の4か月前の月以前のもの）となります。</p> <p>(3) 取引の期限</p> <p>国債先物取引（ミニ国債先物取引を除く。）は、3月、6月、9月、12月の各20日（20日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。）を受渡決済期日とする取引（以下「限月取引」といいます。）</p>	<p>1. 国債先物取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 受渡適格銘柄</p> <p>国債先物取引（ミニ国債先物取引を除く。）の受渡適格銘柄は、発行日（利付国債証券について、同一の名称及び記号を有し、かつ、先に発行された利付国債証券がある場合には、当該同一の名称及び記号を有し、かつ、先に発行された利付国債証券のうち、発行日が最初であるものの発行日。以下同じ。）及び受渡決済期日に金融商品取引所が定める残存期間を有する利付国債証券（国債証券として発行されたものであって、かつ、入札の方法その他発行に際して不特定多数の者による取得を前提とする方法によりその発行総額の全部又は一部が発行されたものに限る。）のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの（超長期国債先物取引<u>（平成27年9月限月取引を除く。）</u>）については、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の4か月前の月以前のもの）となります</p> <p>(3) 取引の期限</p> <p>国債先物取引（ミニ国債先物取引を除く。）は、3月、6月、9月、12月の各20日（20日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。）を受渡決済期日とする取引（以下「限月取引」といいます。）</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>に区分して行います。</p> <p>各限月取引は、受渡決済期日の<u>4</u>日前（<u>削除</u>）休業日を除外する。）の日に終了する取引日（日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とし、その翌日から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>ミニ国債先物取引は、国債先物取引と同じ限月取引について取引可能ですが、取引最終日は、国債先物取引の取引最終日の前営業日となります。なお、取引開始日は国債先物取引と同一です。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>○ 決済の方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 最終決済</p> <p>国債先物取引（ミニ国債先物取引を除く。）について、取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉は、受渡決済期日に、受渡適格銘柄である国債とその代金との授受を行うことにより決済します。ただし、新規の売付け又は買付けに係る約定値段と受渡決済値段（取引最終日の清算価格）との差額については別途、反対売買による決済の場合と同様に授受を行います。</p> <p>この場合、受渡代金の計算にあたっては、取引の対象である標準物と受渡適格銘柄との価値が同一になるように、一定の交換比率により受渡適格銘柄の価格を調整します。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>に区分して行います。</p> <p>各限月取引は、受渡決済期日の<u>5</u>日前（<u>ただし、平成 27 年 6 月限月及び 9 月限月の取引の場合は 7 日前。いずれも</u>休業日を除外する。）の日に終了する取引日（日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とし、その翌日から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>ミニ国債先物取引は、国債先物取引と同じ限月取引について取引可能ですが、取引最終日は、国債先物取引の取引最終日の前営業日となります。なお、取引開始日は国債先物取引と同一です。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>○ 決済の方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 最終決済</p> <p>国債先物取引（ミニ国債先物取引を除く。）について、取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉は、受渡決済期日に、受渡適格銘柄である国債とその代金との授受を行うことにより決済します。ただし、新規の売付け又は買付けに係る約定値段と受渡決済値段（取引最終日の清算価格）との差額については別途、反対売買による決済の場合と同様に授受を行います。</p> <p>この場合、受渡代金の計算にあたっては、取引の対象である標準物と受渡適格銘柄との価値が同一になるように、一定の交換比率により受渡適格銘柄の価格を調整します。</p> <p><u>（平成 27 年 6 月限月及び 9 月限月の受渡決済に係る経過利子の取扱いについては、受渡当事者を課税主体（事業法人、個人等）と非課税主体（一部の事業法人、非課税法人、指定金融機関等）とに区分し、課税主体間の受渡しは課税扱い、非課</u></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>ミニ国債先物取引について、取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉は、最終決済期日に、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定値段と、最終清算値段（ミニ国債先物取引の取引最終日の翌日における同一限月の国債先物取引の最初の約定値段）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます</p> <p>（金融商品取引所における国債先物取引及び国債先物オプション取引の<u>金融商品取引清算機関（以下、「清算機関」という。）</u>は、株式会社日本証券クリアリング機構となっています。</p> <p>2. 国債先物オプション取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>国債先物オプション取引は、毎月の末日（末日が休業日 <u>（削除）</u>に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引（限月取引といいます。）に区分して行い、取引最終日の午後立会をもって取引終了となります。また、各限月取引のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、6月、9月及び12月の前月に取引最終日が到来する限月取引は、2限月取引制とし、各限月取引の取引期間は6か月とします。なお、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から新しい限月取引が開始されます。 ・ 3月、6月、9月、及び12月以外の月の前月 	<p><u>税主体間の受渡しは非課税扱いとします。また、これらの限月の受渡し決済において、受渡適格銘柄の次回利払期日が平成27年12月31日以前で、かつ、課税扱いの場合は、税相当額として経過利子に20.315%を乗じた額を差し引きます。なお、双方のグループ内で数量的に合致しない部分の経過利子の取扱いは一律課税扱いとなりますので、金融商品取引清算機関（以下、「清算機関」という。）が抽せんを行い、課税主体との間で受渡しを行う非課税主体を指定します。）</u></p> <p>ミニ国債先物取引について、取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉は、最終決済期日に、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定値段と、最終清算値段（ミニ国債先物取引の取引最終日の翌日における同一限月の国債先物取引の最初の約定値段）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。</p> <p>（金融商品取引所における国債先物取引及び国債先物オプション取引の<u>（追加）</u>清算機関 <u>（追加）</u>は、株式会社日本証券クリアリング機構となっています。）</p> <p>2. 国債先物オプション取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>国債先物オプション取引は、毎月の末日（末日が休業日 <u>又は半休日</u>に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引（限月取引といいます。）に区分して行い、取引最終日の午後立会をもって取引終了となります。また、各限月取引のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、6月、9月及び12月の前月に取引最終日が到来する限月取引は、2限月取引制とし、各限月取引の取引期間は6か月とします。なお、直近の限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から新しい限月取引が開始されます。 ・ 3月、6月、9月、及び12月以外の月の前月

新（変更後）	旧（変更前）
<p>に取引最終日が到来する限月取引は、当該限月取引の取引最終日の属する月の前月の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>各限月取引は、取引最終日後最初に受渡決済期日が到来する国債先物取引の限月取引を権利行使対象先物限月取引とします。</p> <p>(3) （省 略）</p> <p>(4) （省 略）</p> <p>(5) （省 略）</p> <p>(6) （省 略）</p> <p>(7) （省 略）</p>	<p>に取引最終日が到来する限月取引は、当該限月取引の取引最終日の属する月の前月の1日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前立会から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>各限月取引は、取引最終日後最初に受渡決済期日が到来する国債先物取引の限月取引を権利行使対象先物限月取引とします。</p> <p>(3) （省 略）</p> <p>(4) （省 略）</p> <p>(5) （省 略）</p> <p>(6) （省 略）</p> <p>(7) （省 略）</p>

以 上